

老人保健施設
短期入所療養介護
エルステイ芦屋

令和6年9月2日現在

《利用料金》

(1) 食費・居住費

食費	1日につき1,850円。 (ただし、朝食300円、昼食800円、夕食750円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。)		
入所者 負担段階	居住費（滞在費）		食費
	負担限度額		負担限度額
	個室	多床室	
第1段階	550円/日	0円/日	300円/日
第2段階	550円/日	430円/日	600円/日
第3段階①	1,370円/日	430円/日	1,000円/日
第3段階②	1,370円/日	430円/日	1,300円/日
第4段階	1,730円/日	520円/日	1,850円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

(2) 基本料金

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
老健Ⅰ	i 個室	要介護1	753	8,042円	805円	1,609円	2,413円
		要介護2	801	8,554円	856円	1,711円	2,567円
		要介護3	864	9,227円	923円	1,846円	2,769円
		要介護4	918	9,804円	981円	1,961円	2,942円
		要介護5	971	10,370円	1,037円	2,074円	3,111円
	iii 多床室	要介護1	830	8,864円	887円	1,773円	2,660円
		要介護2	880	9,398円	940円	1,880円	2,820円
		要介護3	944	10,081円	1,009円	2,017円	3,025円
		要介護4	997	10,647円	1,065円	2,130円	3,195円
		要介護5	1,052	11,235円	1,124円	2,247円	3,371円

(3) 加算料金

加算項目	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割 負担	2割 負担	3割 負担	
夜勤職員配置加算	24	256円	26円	52円	77円	1日につき
個別リハビリテーション実施加算	240	2,563円	257円	513円	769円	1日につき
緊急短期入所受入加算	90	961円	97円	193円	289円	1日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51	544円	55円	109円	164円	1日につき (老健Ⅰi及びiiiを算定)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	544円	55円	109円	164円	1日につき (老健Ⅰii及びivを算定)
送迎加算	184	1,965円	197円	393円	590円	片道につき
特別療養費	所定 単位	単位数 ×10	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
総合医学管理加算	275	2,937円	294円	588円	882円	1日につき(10日を限度)
口腔連携強化加算	50	534円	54円	107円	161円	1月に1回
療養食加算	8	85円	9円	17円	26円	1回につき(1日3回を限度)
緊急時施設療養費 【緊急時治療管理】	518	5,532円	554円	1,107円	1,660円	1日につき (1月に1回、連続する 3日を限度)
緊急時施設療養費 【特定治療】	所定 単位	単位数 ×10	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	処置に応じて
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100	1068円	107円	214円	321円	1月により
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	106円	11円	22円	32円	1月により
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22	234円	24円	47円	71円	1日につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18	192円	20円	39円	58円	1日につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	64円	7円	13円	20円	1日につき
介護職員等処遇改善加算	所定単位 数の 75/1000	左記の単 位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数(所定単位数)

- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 個別リハビリテーション実施加算は、医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき 20 分以上個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合に、7 日間を限度として算定します。
- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める入所者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 特別療養費は、利用者に対して指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として感染対策や褥瘡対策等厚生労働大臣が定めるものを実施した場合に算定します。
- ※ 総合医学管理加算は、治療を目的として、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を提供した場合に算定します。
- ※ 口腔連携強化加算は、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価した場合に算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむをえない事情により行われる医療行為が発生した場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、見守り機器などのテクノロジーの導入や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行うとともに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して短期入所療養介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するための賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

地域区分別の単価(3 級地 10.68 円)を含んでいます。

(4) その他の料金

項目	内容	利用料金
理美容代	カット、ブロー	1,700 円
	顔そり	600 円
	ヘアマニキュア	4,200 円
	パーマ	3,800 円
	シャンプー	600 円
	毛染め	3,800 円

利用者が選定する物品や食料特別なアクティビティー活動費・写真代	左記項目該当時のみ発生します。	実費相当額
特別室料	個室利用時に発生します。	1日につき 3,520円
私物の洗濯代	施設洗濯希望の場合に発生します。	1日につき 100円

エルステイ芦屋